

令和 年 月 日

固体量子センサコンソーシアム運営委員会 御中

住所

会員名^{※1}

責任者^{※2}

印

量子人材育成プログラム参加申込書

固体量子センサコンソーシアム約款、別紙3「量子人材育成プログラム受講時の注意事項および禁止事項について」及び関連法規・規則を遵守することを約し、以下のとおりコンソーシアムへの参加を申し込みます。

フリガナ	
氏 名	
所属先	
会員種別 (○をつけてください)	Q-STAR・Q-LEAP・SIP・一般
連絡先	メール： TEL：
参加希望日	令和 年 月 日
レベル	1・2・3
居住者確認 (※別添参照)	☐ 外為法上の非居住者及び特定類型に該当しない

※1 会員名には企業名、大学名、公的研究機関名を記載ください。

※2 責任者の氏名は、企業においては部長級を想定しています。

※3 申し込みは1名ずつ行なってください。

居住者・非居住者の定義

※別添参照

1. 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号・第 6 号、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号）に基づき、個人、法人の居住性（居住者・非居住者）の定義を下表に示す。

	個人（自然人）		法人等 （法人、団体、機関その他これらに準ずるもの）
	本邦人	外国人	
居住者	①本邦内に住所又は居所を有する者 ②本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者	①本邦内にある事務所に勤務する者 ②本邦に入国後 6 月以上経過するに至った者	①本邦内に主たる事務所を有する法人等 ②外国の法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所 ③本邦の在外公館
非居住者	①外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2 年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③①又は②に掲げる者のほか、本邦出国後外国に 2 年以上滞在するに至った者 ④①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が 6 月未満のもの	①本邦内に住所又は居所を有しない者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。	①本邦内に主たる事務所を有しない法人等 ②本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③本邦にある外国政府の公館（使節団を含む。）及び本邦にある国際機関

2. 居住者・非居住者の判断で特に注意すべき例を以下に示す。

- (1) 本邦に入国後 6 か月以上経過するに至った者は、個人としては居住者とされるが、外国の法人との共同研究契約に基づいて研究者を受入れる場合には、個人に対する取引ではなく、外国の法人との取引になるため、非居住者（外国法人）の扱いとなる。
- (2) 外国人が機構に雇用される場合は一般に居住者となるが、非常勤で、主として外国に居住する場合又は日本に住所若しくは居所がない場合は非居住者となる。

特定類型該当者の定義

1. 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）に基づき、特定類型該当者の定義を以下に示す。

次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）を特定類型該当者という。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

2. 特定類型該当者の例

①外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者

- ・ 外国の大学又は研究機関と雇用契約を結び研究職（教授職）を兼職している者
- ・ 外国の企業に雇用されている者
- ・ 外国の法人の取締役、監査役に就任している者（委任契約を締結している者）

②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

- ・ 外国政府から留学資金の提供を受けている外国人留学生
- ・ 外国政府の理工系人材得プログラムに参加し、個人的に多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

③国内において外国政府等の指示の下で行動する者

- ・ 行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

量子人材育成プログラム

受講者 各位

固体量子センサコンソーシアム
事務局

量子人材育成プログラム受講時の注意事項および禁止事項

<注意事項>

- ① プログラム開催について、追加のご案内または変更および開催の延期や中止等が発生した場合は、お申し込み責任者様へメールまたはお電話にて、ご連絡させていただきます。（受講者用のアドレスに記載がある場合は、受講者様のアドレスにもご案内メールが届きます。）
- ② プログラム当日、開始時刻に間に合わない場合は必ずご連絡ください。
- ③ スマートフォン・携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ④ 受講者からの質問について講師らが研究活動等で得た秘密情報に該当する場合は、回答をお断りする場合があります。
- ⑤ 会場に駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- ⑥ 貴重品等は必ず自己で管理ください。会場に保管スペース等はございません。固体量子センサコンソーシアム事務局では盗難・紛失につきましては一切責任を負いません。
- ⑦ 基本的な感染症対策を各自で講じていただきますようお願いいたします。
- ⑧ プログラム内容の確認、記録等のため、固体量子センサコンソーシアム事務局がプログラムの様子を写真・ビデオ撮影をさせていただくことがあります。
- ⑨ 実験にはマイクロ波(2.8GHz 前後)を使用しますので、ペースメーカー等電磁波の影響を受けうる機器をお持ちの方はご注意ください。
- ⑩ 実習等があるため、動きやすい服装でお越しください。サンダル等の足を覆わない履物は禁止です。
- ⑪ 見学や実習の際にレーザーを発射することがありますので、見学・実習では服飾品（アクセサリー、スマートウォッチを含む腕時計など）は身体から外し、ポケットやバッグに全体が隠れるように格納してください。

<禁止事項>

- ① 代理人受講
- ② 講義・実習の写真撮影、録音、録画、ライブ配信、講義資料の二次利用
- ③ 講義時間中のパソコンやスマートフォン等電子機器類の使用
- ④ 運営を妨害する行為、講師や他の参加者に迷惑となる行為
- ⑤ 実習中の飲食
- ⑥ 講師の許可なく装置や部品に触れること、操作すること

以上、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

上記禁止事項が発覚した場合は、ご提供した資料を回収させていただいたのち、受講を中止させていただきます（録音、録画、写真撮影の場合はデータをその場で削除させていただきます）。

なお、受講者都合により途中退出される場合でも、受講料は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。